

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 7 月時点

NO.	116	事業名	新規就農者技術習得管理施設整備事業	事業番号	(5)-41-4
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(0 (千円)) 23,476 (千円)		全体事業費	(0 (千円)) 359,086 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

飯舘村は、平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災及び東京電力福島第 1 原子力発電所事故により全村避難を余儀なくされたが、平成 29 年 3 月までに環境省によって居住区域並びに農地の除染作業がほとんど終了し、帰還困難区域である長泥地区を除き、19 行政区の避難指示が解除された。

避難指示解除後の帰還及び移住定住を促進するためには、農業施設、道路、上下水道、医療施設、商業施設、金融機関等の生活に密着した施設の復興はもとより、村民コミュニティ活動の活性化を図ることが必要であり、当村の主たる産業である農業の再開と安定的な経営・定着が重要とされているところである。しかしながら、避難によって進んだ担い手の高齢化や後継者不足の問題などが村での農業の再開に大きな影を落としている。そのため、これまでの農業者だけでなく、併せて移住農業者の受け入れを促進することが必要となっている。震災前より村の基幹産業であった農業の魅力を広く発信し、村での農業体験、技術習得、経営に必要な知識の習得の仕組みを作ることにより、新たな担い手を発掘するとともに農業を通じた村内外の交流を促進することで村民のコミュニティ活動の活性化を図り、帰村と移住・定住を促進するものである。

事業概要

飯舘村第 6 次総合振興計画において策定された新規就農者向けコーディネート等推進事業計画を踏まえ、新規就農者技術習得管理施設整備を行う。

飯舘村は震災前より農業が盛んであり、稲作や畜産、葉たばこを中心に、冷涼な気候を生かした野菜栽培や花卉栽培などに取り組んできた。現在、飯舘村は一部を除き避難指示が解除されたものの、農業従事者の後継者不足や担い手の減少など村の基幹産業である農業に大きな影響を与えている。

このため、村民のみならず、農業に興味を持つ移住希望者などへ幅広く農業の魅力を発信し、村への帰村と移住・定住を促進する。また、同時にそれらの希望者に対して農業の技術習得の場を設け、新たな担い手を発掘するとともに農業を通じた村内外の交流を促進することで村民のコミュニティ活動の活性化を図り、新規就農者の育成を行う重要な施設として新規就農者技術習得管理施設整備を進める。

当面の事業概要

- <令和 4 年度> 新規就農者技術習得管理施設実施設計業務
新規就農者技術習得管理施設工事地質調査業務
- <令和 5 年度> 新規就農者技術習得管理施設建設工事
新規就農者技術習得管理施設工事監理業務

地域の帰還・移住等環境整備との関係

飯舘村の基幹産業である農業の再生・復興のためには、営農意欲が高い農業従事者の確保が重要な課題であり、新規就農者の増加が必要不可欠である。

また、次世代農業者の育成や就農に対する不安払しょくのため、農業技術や経営管理能力の習得を図り、就農者の増加と円滑な営農活動の再開、安定的な経営を目指す役割に資するものとして施設整備を進める。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性